

世羅郡三町



# 合併協議会だより

第8号

2003(平成15年)  
6月12日発行



「地方税の取扱い」  
「介護保険事業の取扱い」  
「納税関係の取扱い」  
「公の施設の取扱い」  
以上4項目を確認  
「新町の事務所の位置」については継続協議

世羅西町 花夢の里ロクタン

# 世羅郡三町合併協議会

第8回協議会を、5月28日（水）甲山町農村環境改善センターで開催しました。今協議会では、「新町の事務所の位置について」「地方税の取扱いについて」「介護保険事業の取扱いについて」

「納税関係の取扱いについて」「公の施設の取扱いについて」等について協議しました。また今回、甲山町協議会議員の改選により3名の方を2号委員に任命しました。



今回、任命した3名の委員  
左から水間茂委員、  
小川信晃委員、豊田勲委員

## 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
  - ① 協議録署名委員の指名
  - ② 報告事項
  - ③ 協議事項
  - ④ 提案事項
- (4) その他

## 協議録署名委員の指名

今協議会の署名委員は佐藤陽美委員、寺田弘美委員、井上幸枝委員を指名しました。

## 報告事項

### ■報告第19号

協議会委員の交代について

甲山町協議会議員の改選による協議会委員の交代について次のとおり報告しました。

#### 甲山町2号委員

##### 〈変更前〉

議会議長 水間 茂

議会副議長 黒木 重治

議会推薦議員 永田 英則

##### 〈変更後〉

議会議長 水間 茂

議会副議長 小川 信晃

議会推薦議員 豊田 勲

#### 新町名称候補選定

小委員会委員



〈変更前〉 黒木 重治  
〈変更後〉 小川 信晃  
新町の事務所の位置候補地

#### 選定小委員会委員

〈変更前〉 永田 英則

〈変更後〉 豊田 勲

## 協議事項

### ■協議第12号の2

新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置については、継続協議となりました。

（主な意見については5ページに掲載しております。）

### ■協議第33号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについては、次のとおり確認しました。

「3町で差異のある税制については、次のとおり取り扱う。」

- (1) 町民税、固定資産税の納期については、合併年度は3町の取扱いを承継

し、合併翌年度から世羅町及び世羅西町の例により統一する。

- (2) 軽自動車税の税率に

ついては、合併年度は3町の取扱いを承継し、合併翌年度から甲山町及び世羅町の例により統一する。

- (3) 特別土地保有税の免税

点については、新町において都市計画区域を有することとなるため、合併時に地方税法の規定により5,000㎡未満とする。

- (4) 入湯税については、合

併年度は3町の取扱いを承継し、合併翌年度から甲山町の例により統一する。

### ■協議第34号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについては、次のとおり確認しました。

- (1) 介護保険料については、3町に相違がない

め、現行のとおり新町に引き継ぐ。

- (2) 普通徴収に係る納期については、3町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐ。

- (3) 介護認定審査会については、現行の機関の共同設置に係る規約を合併の前日に廃し、当該事務を新町に引き継ぐ。」

#### ■協議第35号

#### 納税関係の取扱いについて

納税関係の取扱いについては、次のとおり確認しました。

- (1) 納税奨励金に関することについては、合併年度は3町の取扱いを承継し、合併年度末をもって廃止する。
- (2) 督促手数料については、合併時に廃止する。
- (3) 前納報奨金については、合併年度は3町の取扱いを承継し、合併翌年度から世羅町の例により統一する。」

#### ■協議第36号

#### 公の施設の取扱いについて

公の施設の取扱いについては、次のとおり確認しました。

- (1) 公の施設の管理・運営等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、住民の利便性に配慮するとともに施設の利用実態に応じて、新町において調整する。

- (2) 各施設の名称については、必要に応じ合併時に調整する。」

#### ■協議第37号

#### 第9回世羅郡三町合併協議会の日程について

第9回の協議会は平成



15年6月25日(水)午後1時30分から、せら文化センターで開催することを確認しました。

### 提案事項

#### ■協議第38号

#### 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについては、次のとおり提案しました。

- (1) 「公共的団体等については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合または再編の調整に努める。

- (2) 3町に共通している団体又はこれに準じる団体については、できる限り合併時に統合できるように調整する。

- (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
- (4) 各町独自の団体については、現行のとおりとする。」

#### ■協議第39号

#### 保健衛生の取扱い(その1)について

保健衛生の取扱い(その1)については、次のとおり提案しました。

#### 1. 健康診査関係事業について

健康診査関係事業については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から次のとおりとする。

- (1) 総合健康診査事業については、世羅町の例を基本に統一する。ただし、費用を徴収しない者の取扱いについては、甲山町及び世羅西町の例による。

- (2) 結核地域巡回検診事業については、甲山町の例を基本に統一する。
- (3) 乳幼児健康診査事業については、世羅西町の例を基本に統一する。ただし、妊婦・乳児医療機関委託検診については、甲山町の例による。

2. 予防接種関係事業につ

いて

予防接種関係事業については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から次のとおりとする。

#### (1) 予防接種法及び結核予防法に定める事業は、世羅西町の例による。

- (2) フッ素塗布事業は、甲山町の例による。
3. 医療確保対策については

- (1) 三川診療所の運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) へき地患者送迎事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

4. 精神保健事業については

- (1) 健康相談及び訪問指導については、甲山町及び世羅町の例を基本に統一して実施する。
- (2) 機能訓練については、世羅西町の例により実施する。

(3) 健康教育については、世羅町の例により実施する。

6. 母子保健事業については、母子保健事業については、世羅町の例を基本的に統一して実施する。

7. 各種推進員等については、(1) 食生活改善推進員については、世羅町の例を基本的に新たに設置する。

(2) 母子保健推進員及び健康づくり推進に関する協議会については、甲山町の例を基本的に新たに設置する。」

### ■協議第40号 人権対策の取扱いについて

人権対策の取扱いについては、次のとおり提案しました。

(1) 人権教育及び人権啓発については、推進プランを策定し、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、新町においても積極的に推

進する。

(2) 同和対策関係の給付及び貸付事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併翌年度から一般対策事業に移行もしくは廃止する。」

### ■協議第41号 商工観光関係事業の取扱いについて

商工観光関係事業の取扱いについては、次のとおり提案しました。

(1) 商工会については新町において早期に統合されるよう、調整に努める。また商工会への補助は、新町においても行い、補助の額については新町において定める。商工会関係事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2) 企業誘致関係事業については、世羅西町の例により、合併時に統一する。企業立地奨励審議会は新町において新たに設置する。

(3) 企業活性化補助金交付事業については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、新町においては、企業活性化と雇用促進を図るため、合併翌年度に世羅西町の例を基本的に新たに定める。

(4) 中小企業融資制度については、合併年度は3町の制度を承継し、合併翌年度から世羅町の例を基本的に新町において新たに定める。

(5) 観光関係事業については、現行のとおり引き継ぎ、新町において地域特性を活かした広域的な観光振興を図る。

(6) 屋外広告塔設置事業については、合併時に廃止する。」

### ■協議第42号 建設関係事業の取扱いについて

建設関係事業の取扱いについては、次のとおり提案しました。

(1) 町道については、現行のとおり新町に引き継ぐ。町道認定基準については、世羅町、世羅西町の例を基本的に合併時に統一し、5年以内に町道の見直しを行う。

(2) 町独自の道路整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、事業の経過や住民の要望を考慮し、世羅町、世羅西町の例を基本的に、合併翌年度から制度を統一する。

(3) 普通河川の取扱いについては、世羅町の例による。

(4) 都市計画については

① 都市計画区域については、新町に引き継ぐ。

② 都市計画審議会については、新町において新たに設置する。

③ 都市計画マスタープランについては、新町において新たに策定する。

(5) 公営住宅については

① 住宅建設事業については、住宅マスタープランに基づき計画的に実施し、継続事業については新町において引き続き実施する。

② 町営住宅入居者選考委員会については、新町において新たに設置する。

③ 町単独住宅の入居者資格については、設置の目的を尊重し、甲山町及び世羅西町の例を基本的に、新町において新たに定める。

④ 地籍調査事業については、引き続き新町において実施する。」



## 新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置については、前回（第 7 回）、小委員会の報告をもとに次のとおり提案しています。今協議会において活発な協議がおこなわれましたが、すべての委員が充分意見を交換したうえで結論を出すべき重要な案件であるとの考えから、継続協議することとなりました。主な意見としては、次のようなものがありました。

### 「新町の事務所の位置」提案内容

新町の事務所の位置は、世羅郡甲山町大字西上原 123 番地 1 とし、世羅郡世羅西町大字小国 3393 番地に支所を置くものとする。

（注 1）「世羅郡甲山町大字西上原 123 番地 1」は現在の甲山町役場の位置である。

（注 2）「世羅郡世羅西町大字小国 3393 番地」は、平成 15 年 4 月 28 日から世羅西町の役場となる位置である。

### 主な意見

- 合併後のまちづくりは、住民サービスの向上に主眼をおき、無駄なコストは下げるべきであり、このことを考えると小委員会の案に賛成である。また支所については、住民の利便性を考えると世羅西町に置くことについても賛成である。
- 次の視点から充分時間をかけて検討していくことが必要だと思う。
  - 本庁舎について
    - ・新町において発展可能な場所であるのか。
    - ・合併後のまちづくりを考えた庁舎の位置であるのか。
    - ・合併による人件費の削減や支所の維持管理費を考慮した場合、新庁舎建設の選択肢はないのか。
  - 支所について
    - ・人口 2 万人規模のまちに支所の設置が必要なのか。
    - ・本庁舎、支所の機能や規模についてどう考えるのか。
    - ・支所、出張所の機能を検討した上での支所設置案なのか。
    - ・世羅町役場庁舎の有効利用についてどう考えるのか。
- 支所については、配置人数が 2、3 人で対応可能ならよいが、ある程度人数が必要なら再度考える必要がある。もう一度小委員会で協議してほしい。
- 世羅町にはいわゆる本庁、支所は置かれないが、ある一定の部局は世羅町に配置することを今回の協議で踏み込んで合意すればよいのではないか。具体的な配置については、「事務機構及び組織」の項目で充分議論していけばよい。
- 次の世代へ、これ以上借金を残すべきではないので、新庁舎建設はすべきではない。今はインターネット等の普及により、本庁、支所にこだわらなくても、ちょっとした出先機関的なものを各地に配置すれば住民への利便性は向上するのではないのか。
- 新町の中心地を考えると、小委員会の案に賛成であるが、職員の配置スペースや駐車場など物理的なことについての疑問が残る。
- 「事務機構及び組織」とあわせて、総合的な視点で協議していくべきだと思う。
- 平成 16 年 10 月 1 日の合併期日はすでに確認している。それにあわせて合併時の事務所の位置を決定しておかなければならない。そのことを考えると新庁舎の理想的な位置を選定し、そこへ庁舎を置くのは現実的でない。
- 駐車場や職員のスペース等については、新町において不具合が起きた時に議会や執行部で対応してほしい。新庁舎については、今の段階では検討する必要はない。当面の新町の事務所の位置としては小委員会の案が適当だと思う。
- どこへ庁舎をおいても問題は出てくる。コストを抑えること、当面利用可能であることを考えれば今の段階では小委員会の案がよいのではないか。

支所と出張所の機能について質問がありましたが、一般的な定義について事務局より説明しました。

◆ **支 所**…市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味し、土木、勸業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。

支所の設置は、交通不便地あるいは市町村の廃置分合等により、従前の市町村を廃せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする

◆ **出張所**…住民の便宜のために、市町村又は町村役場まで出向かなくても済む程度の簡単な事務を処理するものである。

# 合併協定項目

## 協議状況

項目	提案	確認
① 合併の方式	10/16	11/25
② 合併の期日	11/25	12/25
③ 新町の名称	11/25 (一部)	12/25 (一部)
④ 新町の事務所の位置	11/25 (小委員会設置) 4/16	12/25 (小委員会設置)
⑤ 町、字の区域及び名称の取扱い	12/25	1/29
⑥ 財産及び債務の取扱い	12/25	2/26
⑦ 町の慣行の取扱い	12/25	1/29
⑧ 事務機構及び組織		
⑨ 条例、規則の取扱い		
⑩ 議会議員の定数及び任期の取扱い		
⑪ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
⑫ 地方税の取扱い	4/16	5/28
⑬ 一般職員の身分の取扱い		
⑭ 特別職の身分の取扱い		
⑮ 一部事務組合等の取扱い	2/26 (一部)	3/26 (一部)
⑯ 使用料、手数料等の取扱い		
⑰ 公共的団体等の取扱い	5/28	
⑱ 各種団体への補助金、交付金等の取扱い		
⑲ 国民健康保険事業の取扱い	1/29	2/26
⑳ 介護保険事業の取扱い	4/16	5/28
㉑ 消防の取扱い		
㉒ 電算システム事業の取扱い	1/29	2/26
㉓ 各種福祉制度の取扱い	3/26	4/16
㉔ 水道(簡易水道)事業の取扱い	2/26	3/26
㉕ 下水道事業の取扱い	2/26	3/26
㉖ 町立学校の通学区域の取扱い	1/29	2/26
㉗ 広報広聴関係事業の取扱い	12/25	1/29
㉘ 納税関係の取扱い	4/16	5/28
㉙ 防災関係の取扱い	3/26	4/16
㉚ 保健衛生の取扱い	5/28 (一部)	
㉛ 公の施設の取扱い	4/16	5/28
㉜ 人権対策の取扱い	5/28	
㉝ 農林水産業関係事業の取扱い		
㉞ 商工観光関係事業の取扱い	5/28	
㉟ 建設関係事業の取扱い	5/28	
㊱ 学校教育関係の取扱い		
㊲ 社会教育関係の取扱い		
㊳ 社会福祉協議会の取扱い	3/26	4/16
㊴ その他の行政サービスに係る各種取扱い		
㊵ 新町建設計画	10/16 (一部)	10/16 (一部)

### 第9回合併協議会 開催日程について

**日時** 平成 15 年 6 月 25 日 (水)  
午後 1 時 30 分

**場所** せら文化センター

・協議会は傍聴できます  
(会場の都合により人数が制限される場合があります。)

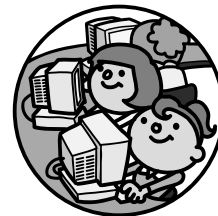
### 協議会の動き

5 月

- 13 日 第 8 回幹事会
- 15 日 第 9 回建設部会
- 16 日 第 9 回総務企画部会
- 19 日 第 9 回教育文化部会
- 20 日 第 10 回産業部会
- 20 日 高知県葉山村・東津野村・梶原町合併協議会視察受入
- 21 日 第 9 回福祉生活環境部会
- 28 日 第 8 回世羅郡三町合併協議会

### ホームページのご案内

委員の意見や質問など、協議内容の詳細についてはホームページへ会議録を掲載しておりますので、こちらもぜひご覧ください。  
(掲載まで 1 カ月程度かかります。)



●ホームページアドレス●

<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>

### 表紙写真のご紹介

世羅西町 花夢の里ロクタン  
西日本一の規模を誇る 50 万株の芝桜、35,000 m<sup>2</sup>の丘は一面見わたす限りピンク・レッド・ブルー・ホワイトの芝桜です。はるか遠く霞む山並み、標高 480m のワイドパノラマはまさに絶景です。

平成 15 年 6 月 12 日

■発行：世羅郡三町合併協議会 ■編集：世羅郡三町合併協議会事務局  
〒722-1121 世羅郡甲山町大字西上原 124-2 ☎0847-25-5141 ☎0847-22-5921  
ホームページアドレス：<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>